

3. おおよその単価、他と違う品質など

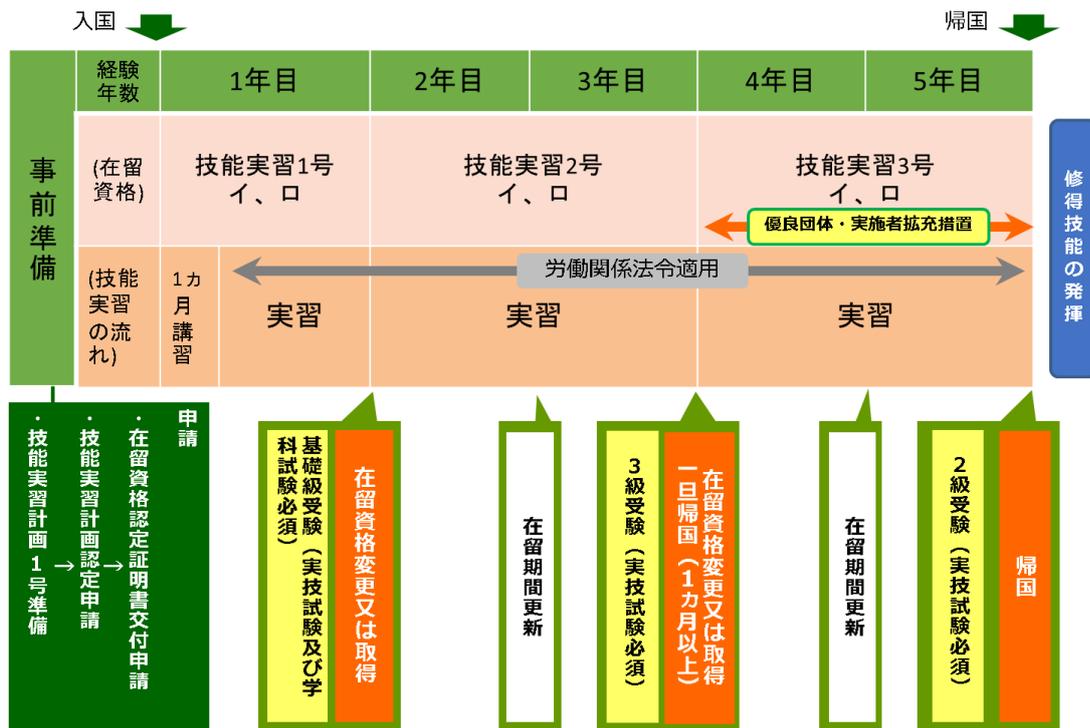
外国人技能実習生を受け入れるためには監理団体が必要です。特定技能は外国人受け入れを業として行っている団体等が登録支援機関の登録をして受け入れることができる仕組みになっています。

一般的には外国人技能実習生を受け入れる場合は更新を含め3年を一区切りとして、雇用契約します。概ねのひと月当たりの給与は来日費用、監理団体・登録支援機関への手数料（一般に監理費という）等を含めて23万円～25万円程度です。

監理団体の運営、登録支援機関としての運営、併せて外国人技能実習生に対する年間の活動時間の6分の1あるいは12分の1の入国後講習が必要であり、これらをまとめて運営する団体が町内にあることにより、多くの産業分野での外国人材の活躍が見込まれます。（下記表参照）、また、町内需要及び周辺の遠賀郡等の需要を取り込むことで、町内者雇用の拡大が図れます。

一般的には、監理団体の設置に当たっては、受け入れ人数を考慮した事務所設置が必要であり、最低限20㎡以上の事務所面積が必要です。入国後講習については、宿泊施設も必要となることから、需要がありつつ、建物賃料の安価な遠賀町に監理団体を設けることで、福岡市といった都市部にある監理団体・登録支援団体（以下「監理団体等」）よりも比較的安価な監理費での運営が可能です。

技能実習生の入国から帰国までの流れ



国際研修協力機構（JITCO）HPを基に作成

6. 実施場所

遠賀町内（遠賀川駅辺り）、遠賀郡全域、北九州市、福岡市、福岡県全域、九州全域、全国

7. 開始時期

西暦 2021 年 4 月頃

8. あなたの持っている資源（ヒト・モノ・知識・経験）

監理責任者講習受講済み

技能実習生受入団体の設立経験（組合）

技能実習機構への許可申請

特定技能受入機関（登録支援機関）許可申請

行政書士試験合格（未開業）

9. 地域貢献・社会に及ぼす効果

将来的に不足する人材を外国人技能実習生・特定技能で賄っていくことで、町内事業の継続あるいは発展に大きく寄与できると考えています。

また、町内に受入団体を設置することで、外国人雇用に係る諸手続きのノウハウの蓄積を含めて町内人材の雇用・育成につなげることができます。

※頂いた情報は本事業以外には使用致しません。 遠賀町起業支援施設 PIPIT(ピピット)